

従業員の皆様へ

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 ◇◇ ◇◇
人事部長 ◆◆ ◆◆

ストレスチェックの実施について

平成26年6月に施行された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」等に基づき、平成27年12月より適用開始となる「心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」と言う。）」を正社員ならびに週30時間以上(注)の勤務を行っているパート等の社員・派遣社員の皆様を対象に実施致します。

定期健康診断と同様、毎年1回の実施が義務付けられていますので、対象者全員が必ず受検するようお願い致します。

記

1. 実施する目的

各自のストレス値を部署・部門ごとに集計・分析（組織診断）することで、ストレスの高い部署・部門については、仕事の質と量に見合った人員配置や職場環境の改善、長時間労働等を是正し、働きやすい職場づくりを目指します。また、個々人のストレスへの気付きを促し、メンタル不調者の発生を未然に防ぐことも目的のひとつです。

2. 個人情報の保護

国の指針により、受検者のストレスチェック結果等の個人情報については、本人の同意がない限り、会社側は見ることも触ることもできません。実施に際しては、外部事業者（産業医、保健師等の医療資格者）に実施者を委託することで更なる個人情報保護の徹底を図ります。

3. 職場診断について

外部事業者（産業医・保健師等）により、受検者のストレス値を部署・部門ごとに集計を行います。職場単位でのストレスの傾向や特徴、ストレスの高い部署、低い部署などの集団分析を実施し、人事部にて職場診断を行います。

なお、職場診断では、個人のデータ等は会社側に一切知られることはありません。個人の特定ができないように、少人数（受検者数が10名以下）の部署の場合は、同部門内の他部署と合算した数値で診断を行います。組織診断の精度を高めるためにも、できる限り全対象者が受検して頂きますようお願い致します。

4. 第1回ストレスチェック実施の概要（予定）

実施期間	平成28年7月1日（金）～7月8日（金）
外部委託先	株式会社ドクタートラスト（本社：渋谷区）
実施者	産業医 ○○○○先生、 保健師 ○○○○先生、精神保健福祉士 ○○○○先生
実施事務従事者	人事部厚生課 ○○○○（衛生管理者） システム部 ○○○○（情報管理責任者） ※ 上記2名は、個人情報保護に関する宣誓をして頂きます。
実施方法	別途、実施マニュアルを配布します。
受検しなかった場合	受検は任意です。罰則等はありません。 ただし、受検をしなかった場合、実施者から、再度別に定める日程で受検するようメールが届きます。最終的に、受検しなかった場合、氏名が人事部に開示されます。
高ストレス者面談	一定水準以上のストレス値となった方へ、実施者から産業医面談を受診するようメールが届きます。希望者は、人事部厚生課の○○に申出てください。受診は個人の自由ですが、生活習慣や働き方を見直すいい機会ですので、できる限り受診するようにお願いします。 なお、高ストレス者面談では、就業制限（休業、残業禁止など）の要否の判定を産業医にして頂きます。
健康相談	会社には秘密で、実施者である保健師または精神保健福祉士に、ストレスや健康に関する不安や病院を受診すべきかなどについて、メールまたは電話相談ができます。 人事部には、相談件数と相談内容が伝えられますが、個人名の開示はされません。

本件の実施に伴い、就業規則・衛生管理規定の改正をコンプライアンス部にて実施します。

経営陣としましては、皆様が安心して働ける職場づくりを目指し、ストレスの原因を探り、職場環境の改善を図っていく所存ですので、対象者全員がストレスチェックを受検して頂きますようお願いいたします。

以 上